

財務省告示第百五十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十五年度の初日から平成十六年二月二十九日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十六年三月三十一日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十五年度の初日から平成十六年二月二十九日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	トン
三	四トン
四	三三、一一四トン
五	一、一九六トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
五九三トン	六九七トン	一三、九三七トン	九六、四四七トン	三七、三三トン	一三三トン	五二三、八三六トン	一、三四五、五三四トン	五、三三三、四三三トン	八一、六六一トン	一、七九八トン	六、一五八トン	三一、七三トン	トン	トン	二六トン

二九	一、七三六トン
二八	一八二トン
二七	一五、六二八トン
二六	二、八九七トン
二五	トン
二四	一七・二二トン
二三	五、七四四トン
三三	二二四トン
三一	四二、三三四トン